

第2回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

1 第2回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

	検討委員会での主な意見	対応
「はじめに」	<p>①「はじめに」に、なぜ景観計画が必要なのかという説明があった方がよい。国土交通省のパンフレットには、景観まちづくりの意義と魅力として「充実感ややりがいを持てる」「街とくらしに誇りを持てる」などの表現が用いられており、それらを参考に、読む人に自分に関係があることだということを示した方がよい。</p> <p>また、景観は個人や企業などが自ら考えてつくっていくものであるため、なぜ協働で進めていくのかというメッセージを示した方がよい。</p>	<p>・「はじめに（1）本計画における「景観」とは」に反映しました。 ■p.1</p>
	<p>②p.2「区の魅力をより際立たせ」という表現を「熟成」や「成熟」という表現はどうか。そういう言葉を入れていただければ分かりやすく表現できるのではないか。</p>	<p>・「際立たせ」を「生かした」等の表現に修正しました。 ■p.2</p>
	<p>③「はじめに」のところで、地域で養われた歴史や固有の文化とは何か？ということから紐解かないとゴールは見えないのではないか。</p>	<p>・「はじめに（1）本計画における「景観」とは」に反映しました。 ■p.1</p>
	<p>④どのような景観の状況を理想像とするのかについて、具体的な表現とはならないが、考え方を「はじめに」に示した方がよい。</p>	
「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」	<p>⑤p.42の「景観形成基準の構成の模式概念図」が分かりづらい。全ての基準が重なっているように見えた方がよい。</p>	<p>・修正しました。 ■p.42</p>

<p>「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」</p>	<p>⑥-① p.38において、大規模な建築物の建設について、「より積極的に景観への貢献を求める」という書き方は曖昧な表現。大規模な建築物を建てる時は、住民に内容を周知徹底させ、景観に関する議論を活発化させる仕組みや流れをつくるようにするという表現にしてはどうか？</p>	<p>• 一般基準に、「景観形成の方向性」を加えました。 ■p.38</p>
	<p>⑥-② 景観形成重点地区については、地域の方と話し合っただけ基準をつくるため地域の声を反映できるが、その他の地域で同様のことを行うのは、手続きや時間的な問題があり、現実的に難しい。現在、一定規模以上の建築物については、景観アドバイザー制度により指導しており、今後もそれは変わらないであろう。</p>	
	<p>⑥-③ 一般基準において、建築物は自分だけのものではなく、外観については公共のものであるという意識を持っていただくようなことを文面に入れることができるのではないか。</p>	
	<p>⑦景観形成基準に基づいて景観をつくっていくと、どのような景観となるのかなど、結果や理想像が語られないと、区民にとっては何をやろうとしているのか見えにくい。</p>	<p>• 一般基準に、「景観形成の方向性」を加えました。 ■p.38</p>
	<p>⑧いざ家を建てようと一般基準を見ても分かりづらい。文京区としてどういう方向を目指していて、だから自分もそういう家を建てようという気にならないのではないか。</p>	
<p>⑨色彩等、禁止する部分に関しては、できるだけ曖昧でない書き方が良いのではないか。</p>	<p>• 景観形成基準については、来年度、検討することとしておりますが、できる限り分かりやすく客観的な内容とするよう努めます。</p>	

<p>「第4章 公共施設における先導的な景観づくり」</p>	<p>⑩公共施設における先導的な景観づくりに関して方針等を作る際に、部局間で意見を交わしながら作らないと、基準がなかなか受け入れられない。</p>	<p>・「公共施設の整備に関する景観づくりの方針」を定めるに当たっては、庁内の関係部局と十分協議をしながら検討を進めます。</p>
<p>「第7章 景観形成の推進」</p>	<p>⑪区民の意見をいかに活かしていくのが重要。行政側の担当部署、地域住民や専門家を含め、一体になった場所を作る話を書けないか。</p>	<p>・「第7章（2）実現に向けての方策」については、来年度、検討することとしております。その中で、景観づくりに関する重要事項について審議するため、学識経験者、区民、区議会議員、区職員で構成する景観審議会について、引き続き設置する旨を記載することを考えております。また、その他の検討組織については、地域のまちづくり等の個別具体的な課題に応じて設置するものと考えております。</p>
	<p>⑫景観アドバイザーの定義がされていない。都市計画的なアドバイザーだけでなく、もう少し景観を広くアドバイスできる領域の広い人たちと検討する場所を設けることができると思う。</p>	<p>・景観アドバイザーについての説明を加えました。また、景観計画の資料編として、用語解説を設けることを考えています。 ■p.47 ・景観アドバイザーは、都市計画や景観に関し造詣が深く、かつ実務の経験を有する専門家を選任しております。</p>
	<p>⑬子供や若い人に、区の実情を分かりやすい言葉で伝えることも大事である。子供にも訴えられるような取組をしていただけると良い。</p>	<p>・区民が理解しやすい表現を工夫します。また、図版やイラストなどを活用し、視覚的に理解しやすい工夫を行います。</p>
	<p>⑭中学生でも分かるような文面を心がけると良いのでは。</p>	<p>・「第7章（2）実現に向けての方策」の内容については、来年度、検討することとしております。その中で、景観に対する普及啓発活動内容として、景観教育等、子供を対象にした取組について検討することを考えています。</p>
	<p>⑮骨子の中に、区民に何をしたいのか要望を記載すべき。</p>	<p>・「第7章（2）実現に向けての方策」については、来年度、検討することとしております。その中で、区民、事業者、区の役割や責務などについて記載することを検討します。</p>

全体について	⑩-① 広告のことだけでなく街路灯の明るさや各家庭の門の灯りなど、夜の灯りについての考え方を示した方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> • 夜間の照明に関する事項などの具体的な内容を伴う基準をつくるには、住民の合意が必要であることから、検討については、景観形成重点地区において、地区住民の意向によるものと考えております。
	⑩-② 3.11の東日本大震災以来、夜間の照明を節電しているケースがあり、現時点では微妙な問題をはらんでいるのではないかと。	
	⑩-③ 区全体での灯りについての基準を示すのは難しい。重要性のある場所の灯りについて考えるようにすると、対応できるのではないかと。	
	⑪ 景観形成についての具体的なアイデアをサジェスションしていく役割として設計者がいる。基準は曖昧な表現であっても、設計者が工夫することで方向性が見えてくるのではないかと。重要なのは、景観計画をいかに周知していくのかであり、策定後の課題として挙げられるのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> • 景観計画の策定の際には、関係団体への周知を考えています。また、その際に、景観計画に対する理解を求め、文京区の景観形成に貢献する建築物等の計画としていただけるよう、協力を要請していく考えです。